

公益社団法人水戸市シルバー人材センター高齢者虐待防止に関する指針

第1章 総則

(指針策定の目的)

第1条 この指針は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号。以下「基準」という。）第9条第2号の規定に基づき、公益社団法人水戸市シルバー人材センター介護保険事業所（以下「事業所」という。）における高齢者への虐待の防止のための措置に関する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「高齢者」とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する高齢者（同条第6項の規定により高齢者とみなされる者を含む。）をいう。

2 この指針において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び訪問介護員による高齢者虐待をいう。

3 この指針において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 介護の放棄 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の養護すべき義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4 この指針において「訪問介護員による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 介護の放棄 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の業務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待 高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(事業所における虐待防止に関する基本的な考え方)

第3条 高齢者虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の

尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いものであること及び犯罪行為であることを認識し、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけてサービス提供に当たるものとする。

- 2 高齢者虐待又は虐待が疑われる事案（以下「高齢者虐待等」という。）を発見したときは、この指針の定めるところにより速やかに適切な対応をするものとする。

第2章 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 (設置)

第4条 事業所における高齢者虐待等の防止のための対策を検討するため、事業所に水戸市シルバー人材センター介護保険事業所虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 委員会その他事業所内の組織に関すること。
- (2) 高齢者虐待等の防止のための指針の整備に関すること。
- (3) 高齢者虐待等の防止のための研修の内容に関すること。
- (4) 高齢者虐待等について、訪問介護員が相談及び報告ができる体制の整備に関すること。
- (5) 訪問介護員が高齢者虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (6) 訪問介護員による高齢者虐待等が発生した場合において、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- (7) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(組織)

第6条 委員会は、委員長、担当者（基準第9条第4号に規定する担当者をいう。以下同じ。）及び委員長が指名する訪問介護員をもって組織する。

- 2 委員長には、管理者をもって充てる。
- 3 担当者には、サービス提供責任者をもって充てる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(委員長及び担当者)

第7条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 担当者は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した担当者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。
- 3 定例会は、年1回開催するものとする。
- 4 臨時会は、第5条に規定する事項について緊急に審議する必要があると認めるときに開催するものとする。

(訪問介護員への周知)

第9条 管理者は、委員会を開催したときは、その結果について訪問介護員へ周知しなければならない。

(高齢者虐待等に関する相談等の体制)

第10条 事業所は、訪問介護員並びに利用者及びその家族からの高齢者虐待等に関する相談、報告、苦情及び通報（以下「相談等」という。）に対応するため担当者を置く。

2 担当者は、高齢者虐待等に関する相談等を受けたときは、その旨を管理者及び介護支援専門員へ報告するものとする。

第3章 高齢者虐待等が発生した場合の対応

(基本方針)

第11条 事業所は、高齢者虐待等を発見した場合には、その状況を整理し、介護支援専門員並びに市及び地域包括支援センター（以下「市等」という。）に報告し、その後の対応について、市等の指示に従い適切な処理を行うものとする。

2 前項に規定する場合において、必要があると思料するときは、消防又は警察に通報するなど適切に対応するものとする。

3 事業所は、訪問介護員による高齢者虐待が発生した場合には、当該訪問介護員に対し、厳正な処分を行うものとする。

(高齢者虐待等発見時の対応)

第12条 訪問介護員は、養護者による高齢者虐待等を発見した場合は、速やかに状況の確認をし、担当者へ報告しなければならない。

2 担当者は、訪問介護員による高齢者虐待等を発見した場合は、速やかに状況の確認をしなければならない。

3 担当者は、高齢者虐待等について相談等を受けた場合は、速やかに訪問介護員に状況の確認をさせ、又は自から状況の確認をしなければならない。

4 担当者は、前3項の規定による状況の確認の結果、高齢者虐待等があると思料するときは、速やかに、管理者、介護支援専門員及び市等へ報告しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する状況の確認は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 通報者（相談者を含む。以下同じ。）に関する情報

ア 通報者の住所、氏名及び連絡先

イ 被虐待者との関係性

(2) 被虐待者（疑いを含む。以下同じ。）の情報

ア 住所、氏名、性別、年齢及び連絡先

イ 介護認定情報

ウ 主疾患に関する情報

エ 経済状況

オ 身体状況

カ 家族の状況

(3) 高齢者虐待等の状況

- ア 高齢者虐待等の種類及び内容
- イ 高齢者虐待等が始まったと思われる時期
- ウ 高齢者虐待等が発生する時間帯、頻度及びきっかけ

(4) 虐待者（疑いを含む。以下同じ。）の情報

- ア 虐待者の住所、氏名、年齢及び連絡先
- イ 被虐待者との関係性

6 訪問介護員は、養護者による高齢者虐待が発生するおそれがあると思料するときは、担当者の指示を受け、当該高齢者の状況について経過観察を行うものとする。

(苦情解決方法)

第13条 担当者は、高齢者虐待等に係る苦情を受けたときは、前2条に定めるところにより適切に対応しなければならない。

2 苦情の内容が訪問介護員による高齢者虐待である場合は、事業所の対応について当該苦情を申し入れた者へ報告するものとする。

第4章 高齢者虐待等の防止のための研修

(研修の実施)

第14条 事業所は、担当者及び訪問介護員に高齢者虐待等の防止のための研修（以下「研修」という。）を年1回以上実施するものとする。

2 事業所は、訪問介護員にサービスの提供を行わせるときは、あらかじめ研修を実施するものとする。

3 事業所は、研修を実施したときは、研修資料、実施概要、出席者その他必要な事項について記録を作成し、保存するものとする。

(研修の基本方針)

第15条 研修は、高齢者虐待等の防止に関する基礎的内容の適切な知識を身に着け、もって訪問介護員の資質の向上に寄与することを目的に行うものとする。

2 研修は、次の各号に掲げる事項について理解を深めることができる内容のものとする。

- (1) 高齢者虐待防止法に関すること。
- (2) 虐待の種類と緊急性の判断の目安に関すること。
- (3) 高齢者虐待等の早期発見のポイントに関すること。
- (4) 高齢者虐待等が発生した場合における事実確認の方法と報告書の作成方法に関すること。
- (5) 第5条第6号の規定による防止策に関すること。
- (6) 成年後見制度に関すること。

第5章 雑則

(成年後見制度の利用支援)

第16条 事業所は、利用者又はその家族から成年後見制度について相談があった場合は、当該制度について説明をするとともに、当該制度の窓口の案内をするものとする。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第17条 訪問介護の利用者及びその家族は、事業所においてこの指針を閲覧することができる。

付 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。